

必ず裏面もご確認ください

3大疾病サポート保険(団体型) ご契約・ご加入にあたっての留意事項

3大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態)などの治療中から復職後までをサポートすることを目的とした保険です。



3大疾病の保障
を準備



治療と仕事の両立を
サポート



保険料は
企業(団体)負担

加入の内容は、別途ご提供している「3大疾病サポート保険(団体型) についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

保険金をお支払いする場合(支払事由)

(注)責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

主契約	お支払い する保険金	支払事由		支払額	
	3大疾病 サポート 保険金	悪性新生物	以下のいずれかに該当したとき(責任開始日から90日間不担保) ※1 ①生まれて初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②責任開始日前および責任開始日から90日以内に診断確定された悪性 新生物のいずれとも因果関係のない悪性新生物と診断確定されたとき		その被保険者に ついて定められた 保険金額
		急性心筋梗塞	急性心筋梗塞により手術を受けたとき、または、 60日以上労働制限が継続したと診断されたとき		
		脳卒中	脳卒中により手術を受けたとき、または、 60日以上後遺症が継続したと診断されたとき		
上皮内 新生物 診断保険金	上皮内新生物等	以下のいずれかに該当したとき(責任開始日から90日間不担保) ※1 ①責任開始日前および責任開始日から90日以内に悪性新生物・上皮内 新生物等のいずれとも診断確定されたことがなく、上皮内新生物等と診断 確定されたとき ②責任開始日前および責任開始日から90日以内に診断確定された悪性 新生物・上皮内新生物等のいずれとも因果関係のない上皮内新生物等 と診断確定されたとき		3大疾病サポート 保険金額×10%	

企業 復職 支援 特約 (※2)	お支払い する保険金	支払事由		支払額
	企業復職 支援金	悪性新生物	3大疾病サポート保険金と同一 ※1	その被保険者に ついて定められた 特約保険金額
		急性心筋梗塞		
		脳卒中		
上皮内新生物等	上皮内新生物診断保険金と同一 ※1	その被保険者に ついて定められた 特約保険金額 ×10%		

(※1) 2025年7月1日よりお支払事由を改定しました。悪性新生物および上皮内新生物等の支払事由②については、2025年7月1日以降に支払事由に該当した場合に、お支払い対象となります。

サポ ート 特約 (※2)	お支払い する保険金	支払事由		支払額
	長期療養 サポート 保険金	3大疾病以外 の病気・ケガ	3大疾病以外の病気・ケガにより、医師の指示で60日以上入院・自宅療 養を継続したとき ※業務に全く従事できない状態であることを要します。	

(※2) 特約を付加しているご契約のみお支払い対象となります。

おもて

留意事項

共通

- 就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- 過去に3大疾病サポート保険金のお支払いを受けた方は、再度ご加入いただけません。
- 死亡保険金・高度障害保険金のお支払いはありません。
- 保障期間中に「約款」に定める支払事由に該当しない場合、保険金のお支払いはできません。
- 責任開始日より前にすでに生じていた傷害や疾病を原因とする場合、保険金のお支払いはできません。
 - ・3大疾病サポート保険金・企業復職支援金(お支払いの対象となる状態のうち急性心筋梗塞・脳卒中)
 - ・長期療養サポート保険金
- 保険金等のご請求は、契約者(企業・団体)を通じてのお手続きとなります。

主契約について

- 3大疾病サポート保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。
- 3大疾病サポート保険金の支払対象である「悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」に複数該当した場合でも、3大疾病サポート保険金は、重複してはお支払いしません。
- ・ 責任開始日前または責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物と因果関係のある悪性新生物と診断確定された場合、3大疾病サポート保険金のお支払いはできません。
- ・ 責任開始日前または責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物等と因果関係のある上皮内新生物等と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金のお支払いはできません。
- ・ 上皮内新生物診断保険金のお支払いは、加入期間を通算して1回限りです。保険金額を保険期間の途中で増額した場合で、増額前にすでに上皮内新生物診断保険金のお支払いを受けているときは、増額部分についても上皮内新生物診断保険金はお支払いしません。
- ・ 上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も主契約の保障は継続します。

企業復職支援特約について

- 3大疾病サポート保険金をお支払いした場合、企業復職支援特約の保障は消滅します。
- 企業復職支援金の支払対象である「悪性新生物」「急性心筋梗塞」「脳卒中」に複数該当した場合でも、企業復職支援金は、重複してはお支払いしません。
- ・ 責任開始日前または責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物と因果関係のある悪性新生物と診断確定された場合、企業復職支援金のお支払いはできません。
- ・ 責任開始日前または責任開始日から90日以内に診断確定された悪性新生物または上皮内新生物等と因果関係のある上皮内新生物等と診断確定された場合、上皮内新生物等による企業復職支援金のお支払いはできません。
- ・ 上皮内新生物等による企業復職支援金のお支払いは更新前後を通算して1回限りです。
- ・ 上皮内新生物等による企業復職支援金をお支払いした後も企業復職支援特約の保障は継続します。

長期療養サポート特約について

- 3大疾病サポート保険金をお支払いした場合、長期療養サポート特約の保障は消滅します。
- 引受保険会社で保有するお客さま情報により、ご加入をお断りすることがあります。
- ・ 長期療養サポート保険金のお支払いは1回限りです。
- ・ 長期療養サポート保険金をお支払いした場合、長期療養サポート特約の保障は消滅します。

・ この資料は3大疾病サポート保険(団体型)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(保険金額の減額、解約等)する場合もあります。
・ この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
・ 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)

<引受保険会社>

第一生命保険株式会社

C25-213-0063(2025.4.18)